

地方財政の確立と地方交付税 の復元・増額に関する提言 (案)

平成 22 年 11 月 17 日
全 国 知 事 会
(地方交付税問題小委員会)

目 次

I	国と地方の財政運営について	1
1	経済の立て直しと成長戦略の確実な実施	1
2	地方財政は実質赤字	1
(1)	常態化している地方の財源不足	1
(2)	形式的なプライマリーバランスは黒字だが実質的には赤字	1
(3)	実質的な赤字のため地方は国を上回る行革を強いられている	2
3	地方財政計画の役割と決算乖離	2
(1)	地方財政計画の役割	2
(2)	地方財政計画と決算額との乖離	2
4	地方交付税の機能と役割	4
(1)	地方交付税は地方の固有財源	4
(2)	地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠	4
(3)	地域間格差是正機能復元のための地方交付税の増額	5
II	平成 23 年度地方財政対策に向けて	6
1	地方財政計画の充実	6
(1)	適切な地方財政規模、地方一般財源の確保	6
(2)	平成 22 年度補正予算を活用した地方交付税の実質的な増額	6
(3)	地方の課題に対応するための歳出の適切な積み上げ	6
(4)	経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定	8
2	地方交付税の機能の復元・強化	9
(1)	基準財政需要額の適切な積み上げ	9
(2)	地域の実情を反映した地方交付税の算定方法	9
(3)	税収不足への適切な対応	10
(4)	特別交付税の確保	11
III	地域主権改革に当たっての適切な措置	12
1	一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置	12
2	権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置	12
3	国の出先機関改革における財源の確保	12
4	義務付け・枠付けの見直しの推進	12
5	直轄事業の維持管理負担金廃止に伴う地方交付税の確保	12
6	地方共有税の具体化	12
7	国と地方の協議の場における地方の意見の反映	13
IV	地方税財政制度の充実強化	13
1	国と地方を通ずる税制の抜本的改革	13
2	地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現	13
3	地方環境税の創設等に係る地方税財源の確保	13
4	地方法人課税の堅持	13

I 国と地方の財政運営について

1 経済の立て直しと成長戦略の確実な実施

- ・新成長戦略で示している平成 32 年度までの平均で名目 3 %（実質 2 %）を上回る成長を達成するためにまず、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の早期実施を図るとともに、23 年度当初予算において、地域の活力・創意工夫を引き出す施策など、迅速かつ的確な新成長戦略の施策化を展開すべき。

＜最近の経済状況と新成長戦略における 2020 年（H32）目標値＞				
	H19 年	H21 年	→	目標：H32 年
○GDP（名目）成長率	0.9%	△3.7%	新成長戦略 の実現	3.0%（平均）
○GDP（名目）	516 兆円	476 兆円		650 兆円
○失業率	3.8%	5.2%		3%台

2 地方財政は実質赤字

(1) 常態化している地方の財源不足【図表 1】

- ・地方財政は、国、地方を通じた税収不足や、公債費や社会保障関係経費の自然増などにより、平成 8 年度以降 15 年連続して財源不足の状態が続いている。22 年度には、財源不足額は 18.2 兆円、地方財政計画の約 22.2%に達する規模となっている。

＜財源不足額の推移＞								
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
○財源不足額（兆円）	17.4	14.1	11.2	8.7	4.7	7.5	13.4	18.2
（財源不足の地財計画総額に対する割合）（%）	20.2	16.7	13.3	10.5	5.7	9.0	16.3	22.2

(2) 形式的なプライマリーバランスは黒字だが実質的には赤字【図表 2】【図表 3】

- ・地方のプライマリーバランスは黒字基調と言われるが、地方交付税の別枠加算と国の一般会計加算を考慮すれば、実質的な地方財政のプライマリーバランスは赤字となっている。

＜プライマリーバランスの推移＞									（単位：兆円）
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	②-⑮
○地方	▲1.3	▲0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲0.1	+1.2
○国	▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲4.1

＜H22地方財政計画における地方財政のプライマリーバランス＞				（単位：兆円）
地方財政の プライマリーバランス	地方交付税の加算措置 別枠加算		国一般会計加算	実質的な地方財政の プライマリーバランス
▲0.1	1.0		8.4	▲9.5

(3) 実質的な赤字のため地方は国を上回る行革を強いられている【図表 3】【図表 4】

- ・実質的なプライマリーバランスが赤字である地方は、国の定める枠組みでの財政運営を強いられる中、社会保障関係経費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費、人件費等において、国を上回る歳出削減を行っている。
- ・国は、国の赤字を地方に付け替えることなく、国のプライマリーバランスを黒字化するために、まずは国家公務員の定員削減など、国自身の歳出削減を図るべき。

<主な国・地方の財政指標>			(単位：兆円)
	【国】(H15→H22)	【地方】(H15→H22)	
○歳入歳出総額	81.8→ 92.3 (+10.5)	86.2→ 82.1(△4.1)	
○社会保障関係経費	19.0→ 27.3 (+8.3)	6.8→ 12.9(+6.1)	

<歳出削減に向けた地方の取組>			
	【国】(H13→H21)	【地方】(H13→H21)	
○一般行政職員数の比較	53.0 万人→ 51.8 万人 (△1.2 万人、 △2.2%)	111.4 万人→ 95.5 万人 (△15.9 万人、 △14.3%)	
○ラスパイレス指数		100.5→ 98.5 (△2.0)	

3 地方財政計画の役割と決算乖離

(1) 地方財政計画の役割

- ・地方財政計画は、国の施策に伴い必要となる地方の歳出に対応した財源、及び地方団体が標準的な行政水準を確保するための財源を保障し、地方行財政を安定的に運営するために不可欠なものである。
- ・地方一般歳出の大部分は、国庫補助関連事業（生活保護、介護保険、後期高齢者医療など）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官、教職員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（保健所、ごみ処理など）である。

(2) 地方財政計画と決算額との乖離

① 地方財政計画の性格

- ・地方財政計画は、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで地方財政運営の大枠を定めるものである。
- ・一方、決算額は、個々の地方公共団体における実際の歳入歳出を積み上げたものであり、当該年度の税収の増減、当該年度に講じた行革や補正などの措置が反映されている。
- ・地方財政計画と決算額との間に乖離が生じたとしても、それはこのような地方財政計画と決算との基本的な相違に基づく結果である。

② 地方財政計画の規模

- ・地方財政計画の規模について、実質の決算額が計画額を下回っており、計画額が過大であるとの議論があるが、平成 19 年度の地方財政計画の精査後の規模を見ても、決算額が計画額を 0.8 兆円上回っている。

＜平成 19 年度決算額と地方財政計画額の比較＞					(単位：兆円)
	精査前	(精 査)			精査後
OH19 年度決算額 (A)	85.4	{	法定外税・超過課税見合歳出	△0.7	81.4
			年度内貸付金	△3.0	
			水準超経費のうち給与費	△0.2	
OH19 年度計画額 (B)	83.6	{	地方税減収分－減収補てん償	△0.4	80.7
			国庫支出金不用分	△0.8	
			臨時財政対策債元利償還分	△0.2	
			臨時財政対策債不発行分見合歳出	△0.3	
○実質的な乖離額 A-B	1.8		水準超経費のうち基金積立分	△1.2	0.8

(総務省資料より)

③ 地方単独事業

- ・一般行政経費(単独)は、福祉、医療、介護等国の施策に伴う地方の財政需要が増加傾向にある中、考慮すべき費用を差し引いた後でも、計画額より決算額が 0.6 兆円上回っている。このため、投資的経費(単独)は、計画額より 0.3 兆円の削減を余儀なくされている。
- ・増加傾向にある社会保障関係経費及び、地方の経済雇用情勢が厳しさを増す中、疲弊している地域経済再生のための経費など、地方の自主的な施策に必要な経費について、地方財政計画に適切に積み上げるべき。

＜平成 19 年度の地方単独事業の決算額と計画額の実質的な乖離＞（単位：兆円）						
		修正前	（考慮すべき費用）			修正後
			水準超分等	制度融資分	税収減分	
OH19 地方単独事業決算額	(A)	25.0	△0.6	△2.9	—	21.4
うち投資経費(単独)		7.7	△0.2	—	—	7.5
うち一般行政経費(単独)		17.2	△0.4	△2.9	—	13.9
OH19 地方単独事業計画額	(B)	21.9	—	—	△0.8	21.1
うち投資経費(単独)		8.6	—	—	△0.8	7.8
うち一般行政経費(単独)		13.3	—	—	—	13.3
○実質的な乖離額	A-B	3.0				+0.3
うち投資経費(単独)						△0.3
うち一般行政経費(単独)						+0.6

※水準超分の一般財源充当率は、超過課税および法定外税と同様の充当割合として試算
※投資単独経費の計画額と決算額との乖離額 0.8 兆円は、税収減による影響と推定
(全国知事会作成)

④ 給与関係費

- ・決算額が計画額を 1.1 兆円上回っているのは、地方の給与水準が国の水準を上回るためとの議論があるが、地方公共団体全体のラスパイレス指数は、平成 19 年度で 98.5 と 100 を切っており、地方の給与水準は国より低いのが実態である。
- ・計画額は国家公務員単価と法律・省令等の基準などに基づく標準的な人員で積算されているため、地方独自の給与の上乗せ等が含まれるものではない。
- ・決算額が計画額を上回っている主な要因は、義務教職員及び県単警察官職員の単独加配、非常勤講師等の配置等による 8,500 億円などが、地方財政計画に適切に積み上げられていないためであり、国の制度を補完するために行った地方独自の取組の結果である。
- ・地方財政計画を見直し、決算乖離を是正する場合は、このような給与関係経費について、地方財政計画に適切に積み上げるよう検討すべき。

＜国に対する地方の給与水準＞			
	H13	H21	H21-H13
○ラスパイレス指数	100.5	98.5	△2.0

＜国の制度を補完するための地方独自の取組等＞		
		決算額が計画を上回る額
○義務教職員及び警察官の単独加配	15,100 人	1,300 億円
○非常勤嘱託報酬（学校の非常勤講師等の配置）		5,800 億円
○その他の職員数に係る見込と実績の差	5,600 人	400 億円
○退職者数の見込と実績の差	6,400 人	1,000 億円
	合 計	8,500 億円

（総務省資料より）

4 地方交付税の機能と役割

(1) 地方交付税は地方の固有財源

- ・国の「歳出の大枠」となる「基礎的財政収支対象経費」に地方交付税が含まれたが、地方交付税は、基本的に、国税 5 税の一定割合を基礎として、その総額は地方の標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方の固有財源であることから、国の裁量により減額されるべきものではない。
- ・今後、交付税制度の見直しを行うに当たっては、国と地方を通じた税財政制度の抜本見直しと一体的に見直すとともに、その際には、国と地方の協議の場等において地方意見を適切に反映すべき。

＜交付税率＞	
〔	所得税及び酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25% 〕

(2) 地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠【図表 5】

- ・47 都道府県の約 7 割（32 団体）は、歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図るべき。

〔	歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回る都道府県数（H22 当初予算ベース）32 団体	〕
---	--	---

(3) 地域間格差是正機能復元のための地方交付税の増額【図表 6】

- ・ 地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税の総額を確保すべき。

＜地方税収等に係る地域間格差の拡大＞			
	H15 年度	H21 年度	差
○地方税	0.58	0.58	0
○地方税＋交付税	0.97	0.89	△0.08
(注)・1人当たり地方税収の最多団体(東京都)を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。			

Ⅱ 平成 23 年度地方財政対策に向けて

1 地方財政計画の充実

(1) 適切な地方財政規模、地方一般財源の確保【図表 7】

- ・ 本年 8 月の概算要求に合わせて示された平成 23 年度地方財政収支の仮試算（以下「仮試算」という。）では、地方財政規模は 82.4 兆円で 22 年度比 0.3 兆円増となっている。
- ・ 歳入では、地方税等が 0.4 兆円増額されたものの、臨時財政対策債と地方特例交付金がそれぞれ 0.2 兆円減額、地方交付税が平成 22 年度並みとされたため、地方一般財源は 22 年度並みにとどまった。
- ・ 歳出では、社会保障関係経費の自然増などのために国庫補助経費が 0.8 兆円増額されたが、地財規模が 0.3 兆円増に抑えられたため、給与関係経費の 0.5 兆円などの減額に対し、地方単独経費の増額は 0.2 兆円にとどまった。
- ・ さらに、三位一体改革前の平成 15 年度と比較すると、依然として、地方財政規模は 3.8 兆円、地方一般財源は 2.1 兆円、地方単独経費は 3.8 兆円減額となっている。
- ・ このような状況を踏まえ、地方財政規模、地方一般財源、地方単独経費を増額すべき。

＜地方財政計画額の増減＞				(単位：兆円)	
	H15 年度	H22 年度	H23 要求	㉓-㉒	㉓-15
○地方財政計画規模	86.2	82.1	82.4	+0.3	△3.8
○地方一般財源※税源移譲分除く	58.4	56.3	56.3	±0.0	△2.1
○実質的な地方交付税 ※地方交付税+臨時財政対策債	23.9	24.6	24.4	△0.2	+0.5
○地方税※地方譲与税を含む	32.9	34.4	34.8	+0.4	+1.9
○地方歳出（国庫補助経費）	18.2	19.4	20.2	+0.8	+2.0
〃 （地方単独経費）	26.1	22.1	22.3	+0.2	△3.8

(2) 平成 22 年度補正予算を活用した地方交付税の実質的な増額

- ・ 平成 22 年度補正予算案において、地方交付税の増額分 1.3 兆円のうち 23 年度分の地方交付税の総額に加算することができるとされている 1 兆円については、23 年度以降の地方交付税の実質的な増額に活用すべき。

(3) 地方の課題に対応するための歳出の適切な積み上げ

① 社会保障関係経費の確保【図表 8】【図表 9】

- ・ 国民健康保険、介護保険、生活保護等の国の制度のための社会保障関係経費の増加が、地方一般歳出が抑制される中、国を上回る給与カットや定数削減等の行革努力にかかわらず、地方単独経費等の他の経費を圧迫している。
- ・ 地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、全都道府県で実施している標準的行政サービスであるにもかかわらず地方財政計画に盛り込まれていない。
- ・ 社会保障関係経費の増加が地方単独経費等の他の経費を圧迫しないよう、地方の自然増相当額（0.7 から 0.8 兆円程度）については確実に措置すべき。

＜国と地方の一般歳出と社会保障関係経費の状況＞		(単位：兆円)		
		H15 年度	H22 年度	H22-H15
○地方	(一般歳出)	69.7	66.3	△3.4
	(社会保障関係経費)	6.8	12.9	+6.1
○国	(一般歳出)	47.6	53.5	+5.9
	(社会保障関係経費)	19.0	27.3	+8.3

(注) 地方は補助関連の地財ベース、国は当初予算ベース。

② 疲弊している地域経済再生のための経費の確保

a) 厳しい地方の経済雇用情勢に対応するための経費の確保

- ・仮試算では、地域活性化・雇用等臨時特例費（1.0 兆円）が廃止され、一般行政経費に振り替えられている。
- ・地方の経済雇用情勢の厳しさが増す中、地域の活性化と雇用確保に継続的に取り組むことが必要であり、その所要経費については、単年度限りの特例措置ではなく、安定的な財政措置を講じた上で、平成 22 年度よりもさらに増額すべき。

＜H21 以降の経済・雇用等のための特別枠＞		
○H21 年度	地域雇用創出推進費	5,000 億円
○H22 年度	地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850 億円

b) デフレギャップの解消に向けた投資事業の充実【図表 10】

- ・公的資本形成は地方経済においても大きな役割を果たしているが、国の公共事業費とともに地方投資単独事業が大きく削減されている。厳しい地方の経済・雇用状況に鑑み、デフレギャップの解消に向け、投資事業量とその財源を確保すべき。

＜地方投資単独経費の推移＞					(単位：兆円)
	H15年度	H21年度	H22年度	②-⑮(②/⑮)	②-⑪(②/⑪)
○地方投資単独事業	14.9	8.1	6.9	△8.0 (46.3%)	△1.2 (85.2%)
○国公共事業	8.1	7.1	5.8	△2.3 (71.6%)	△1.3 (81.7%)

c) 安全安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ【図表 11】

- ・道路橋りょうをはじめ国民の安全安心のための社会資本の老朽化に対応して必要な維持・整備費については、地方の需要として適切に積み上げるべき。

＜建設後 50 年以上が経過した道路橋りょうの数＞	
2010 年：約 3,600 箇所	→ 2030 年：17,800 箇所
(約 5 倍)	

d) 緑の分権改革や交流人口拡大等による地域振興経費の拡大

- ・緑の分権改革、維持・存続が危ぶまれる小規模集落への対応、定住自立圏構想など今後増加が見込まれる地域振興対策に必要な財政需要を適切に積み上げるべき。

なお、地方再生対策費は地方再生に有効であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げるべき。

○定住自立圏構想に係る特別地方交付税措置	中心市 4,000 万円、周辺市 1,000 万円
○地方再生対策費	4,000 億円

③ 子ども手当等国の制度創設・改正に当たっての確実な財源措置【図表 12】

- ・子ども手当は国の制度であり、平成 23 年度以降は全額国費で負担すべき。
- ・先の 4 大臣合意では「所得税・住民税の扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分は、最終的には子ども手当の財源として活用することが国民に負担増をお願いする趣旨に合致する」とされている。仮に、中期財政フレームにより地方の一般財源総額が増額されないのであれば、扶養控除廃止等に伴う増収分は実質増収としない。このとき、地方に子ども手当の財源負担を強いるならば、結果として、他の地方歳出にしわ寄せが及ぶ。
- ・国の制度創設・改正に当たっては、国と地方の協議の場において十分に調整するとともに、新たに地方負担が生じる場合には、確実に財源措置すべき。

④ 基金事業に係る地方負担への適切な措置

- ・安心こども基金や社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等、国の経済対策により設置した基金を活用した事業に伴う地方負担については、地方財政計画に積み上げた上で、基準財政需要額に反映すべき。また、基金事業の終了後においても継続が必要な事業の財源は、国において適切に確保すべき。

⑤ 臨時財政対策債等の元利償還分の適切な積み上げ【図表 13】

- ・国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとした臨時財政対策債、補正予算債等の元利償還金については、確実に別枠として積み上げるべき。

＜地方財政計画における臨時財政対策債の状況と償還額が公債費に占める割合＞

(単位：億円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
臨時財政対策債	58,696	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069
A 償還額	436	1,319	2,740	5,101	9,082	11,978	13,893	15,943
B 公債費	137,673	136,779	133,803	132,979	131,496	133,796	132,955	134,025
A/B (%)	0.3	1.0	2.0	3.8	6.9	9.0	10.4	11.9

(4) 経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定

- ・仮試算では、地方税、地方譲与税は平成 22 年度比 0.4 兆円増の 34.8 兆円が見込まれている。
- ・過去 3 ヶ年（平成 19～21 年度）において地方税の決算額が、地方財政計画額を大幅に下回り、地方財源不足額への対策が不十分となったことを踏まえ、実態に即して的確に税収を見込むべき。

＜地方税収に係る地方財政計画と決算の差額＞ (単位：億円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度
地財計画額 (A)	403,728	404,703	361,860
決算額 (B)	395,273	388,715	347,028
差額 (B-A)	△8,455	△15,988	△14,832

2 地方交付税の機能の復元・強化

(1) 基準財政需要額の適切な積み上げ

① 義務的経費の交付税算入不足の解消【図表 14】

- ・難病治療研究や病院事業繰出等の義務的経費において、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう、地方財政計画に積み上げた上で、基準財政需要額へ反映すべき。
- ・なお、難病治療研究に係る国庫補助（国庫補助金の交付率が 30%程度と原則の 50%を大きく下回っている）のように、地方に多額の超過負担が生じているものについては、その早期解消を図るべき。

＜算入不足の主な事例＞		
	算入不足額	算入不足率
○難病治療研究	326 億円	42.1%
○病院事業繰出	1,736 億円	61.5%
○生活保護	463 億円	6.8%
○警察給与	1,297 億円	6.5%
○義務教員給与	1,801 億円	5.8%
○公債費	16,559 億円	15.6%

(H21 都道府県決算)

② 全国的に実施している事業の交付税算入【図表 9】

- ・地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、標準的行政サービスとして地方財政計画に積み上げた上で、新たに基準財政需要額へ反映すべき。

＜主な交付税措置のない単独事業＞		
	H21 年度 地方決算額	
○乳幼児医療費補助金	1,469 億円	} 全都道府県、全市町村で実施
○ひとり親家庭医療費補助金	537 億円	
○障害者医療費補助金	2,368 億円	

(2) 地域の実情を反映した地方交付税の算定方法

① 条件不利地域など地域の実情に応じた適切な需要の確保

- ・社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる財政需要を適切に確保すべき。

② 適切な事業費補正措置

- ・現行の事業費補正は、一時的に多額の経費を要する社会資本整備など、単位費用では的確に措置することが困難な事業について、実際の事業量に応じた財源措置をするための制度である。
- ・特に、道路、河川などの整備が遅れている団体が事業を重点的に進めていく場合や、財政力の弱い団体が学校建設のような地域に不可欠な事業を行う場合には、有効である。
- ・この様な状況を踏まえ、事業費補正は適切に措置すべき。

③ 新型交付税拡大への懸念

- ・地方交付税算定に関する地方公共団体の予見可能性を高めるため、算定の簡素化を図ることは重要である。しかしながら、人口・面積に単純化した算定基準の拡大については、地方の財政需要の反映の観点から限界があるため、現行の包括算定経費の規模を超えたさらなる新型交付税の拡大は慎重に検討すべき。

(3) 税収不足への適切な対応

① 法定率の引上げによる臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営【図表 1】

- ・地方交付税総額の予見性と地方財政の自律性を高めるため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、概算要求において財源不足額のうち国折半分相当5.2兆円について交付税率の引上げによる補てんが事項要求として盛り込まれた。
- ・常態化している地方財政収支の財源不足を解消し、臨時財政対策債に過度に頼らない財政運営を可能とするため、国・地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、交付税率の引上げを図るべき。
- ・特に、三位一体改革の際の所得税の税源移譲により大幅に削減された交付税財源については、早急に交付税率の引上げ等により復元すべき。

＜臨時財政対策債の発行額の推移＞									(単位：兆円)
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
A 臨財債発行額	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7	
B 実質的な交付税額	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	
A/B (%)	24.7	19.9	15.9	15.4	14.6	15.4	24.3	31.3	

② 財源不足に対する別枠加算等による適切な措置

- ・概算要求では、平成22年度と同額の1.5兆円の別枠加算が継続された。
- ・交付税の法定率の引上げ等により財源不足が抜本的に解消されるまでは、財源不足対策として、概算要求で示されたとおり、国の一般会計からの別枠加算などの適切な対策を実施すべき。
- ・特に、三位一体改革による所得税の税源移譲に伴う交付税法定率分の減少や、現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、概算要求における別枠加算1.5兆円については、確実に措置すべき。

			(単位：億円)
	H22年度	H23要求	
○別枠加算	14,850	14,850	
うち平成21年度財務・総務両大臣覚書に基づく特別加算	5,000	14,850	
うち地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850		

③ 減収補てん債等による確実な財源措置

- ・基準財政収入額の精算対象税目となっていない地方消費税の地財計画額と決算額との差額が、対象税目の利子割等の差額よりも多額であることを踏まえ、減収補てん債の対象税目の拡大による確実な財源措置を検討すべき。

＜減収補てん債の発行額（H21 年度、都道府県分）＞ （単位：億円）				
税 目		地財計画額 (a)	決算額 (b)	差額 (b-a)
○対 象	法人県民税	7,220	5,890	△1,330
	法人事業税	30,696	26,249	△4,447
	利子割	2,767	1,652	△1,115
○非対象	地方消費税	25,464	24,131	△1,333
	配当割	1,117	462	△655

※法人県民税のうち、発行対象となっている法人税割のみの減収補てん債発行額

(4) 特別交付税の確保

- ・災害、新型インフルエンザ、家畜法定伝染病の発生等限定的な地域において生じた予測しがたい財政需要の中で、本来、国が負担すべき経費については国費で措置すべき。その上で、普通交付税で捕捉できない特別な財政需要について、特別交付税で措置すべき。
- ・特に、省令項目である災害対策、病院事業、地方バス路線対策などのルール分は確実に措置すべき。

Ⅲ 地域主権改革に当たっての適切な措置

1 一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置

- ・ ひも付き補助金の一括交付金化に当たっては、必要な事業量を確保した上で、現行制度において地方交付税で措置されている地方負担分を含めた事業費全体に係る地方財源総額を確保すべき。
- ・ 一括交付金の総額は、平成 21 年度に比べ大きく削減された 22 年度の予算水準はもとより、今後必要となる増加要素を加味して確保すべき。
- ・ いやしくも、一括交付金化を国の財源捻出の手段としないこと。

2 権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置

- ・ 地方への権限移譲については、必要となる財源を確実に措置すべき。特に、道路、河川など権限移譲に当たっては、恒久的な財源が措置されるまでの時限的措置として、国直轄事業と同じ国負担率の交付金等を創設するとともに、その総額を確保すべき。

3 国の出先機関改革における財源の確保【図表 15】

- ・ 国の出先機関改革に伴う地方負担額については、将来的には一般財源で措置すべきであるが、移行時期においては、地方が箇所付け、基準設定等を担うことができるよう配慮した上で、交付金等の特定財源で確実に措置すべき。

4 義務付け・枠付けの見直しの推進

- ・ 実質的に地方の自由度が高まるよう、関連する補助金の一般財源化や補助要件の見直し等を並行して実施すべき。
- ・ 義務付け・枠付けが見直される場合でも、必要な事業を地方の実情に応じて実施できるよう、適切に財源を措置すべき。

5 直轄事業の維持管理負担金廃止に伴う地方交付税の確保

- ・ 直轄事業の維持管理負担金の廃止に伴い財政需要が減少することとなるが、もともと財政需要の積み上げが不十分であり、地方交付税総額が不足していることから、維持管理負担金の廃止をもって地方交付税の減額に結びつけず、地方単独事業の充実などに活用すべき。
- ・ 平成 25 年度までに整備負担金を廃止することを前提とした具体的な工程表を早期に示すべき。

＜民主党マニフェスト＞

〔 道路・河川・ダム等のすべての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の
約 1 兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない 〕

6 地方共有税の具体化

- ・ 国、地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、地域間の税源の偏在や財政力格差の解消に向け、国の裁量により左右されずに必要となる総額を確保し、地方のイニシアティブにより財源調整を行う地方の固有財源としての「地方共有税」の具体化を図るべき。

7 国と地方の協議の場における地方の意見の反映

- ・国と地方の協議の場の法制化を含む地域主権関連3法案が衆議院で継続審議中であるが、いわゆる衆参の「ねじれ」現象を踏まえ、与野党で十分協議の上、一刻も早い成立を期すべき。
- ・子ども手当のような国の制度創設・改正や、地方財政対策や税制改革など地方行財政に影響のある枠組みを決定する場合は、国と地方の協議の場に分野別の分科会を設置するなどにより、地方が企画立案段階から参画できる仕組みを構築し、地方の意見の反映に心掛けるべき。
- ・なお、法案成立までの間、現在開催されている国と地方の協議の場で、実質的な議論ができるような体制を整備すべき。

IV 地方税財政制度の充実強化

1 国と地方を通ずる税制の抜本的改革

- ・財政健全化は極めて重要な課題であるが、まずは経済成長戦略を着実に実行し、その上で、納税者の理解を得て所得・消費・資産課税の税收バランスがとれた税制の抜本改革を推進すべき。
- ・その際、国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源の拡充という観点から、国・地方の税財源配分のあり方を見直すべき。
- ・改革の具体化に当たっては、国民に開かれた形での議論を行うとともに、地方の参画のもとで地方の実態を踏まえた十分な検討を行うべき。

2 地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現

- ・社会保障など地方行政を安定的に運営するため、徹底した行政改革の推進、景気の回復、国民の理解を前提として、税制の抜本的改革の際には、地方消費税の引き上げなど、税源の偏在性が少なく税收が安定的な地方税体系を構築すべき。

3 地方環境税の創設等に係る地方税財源の確保【図表 16】

- ・地球温暖化対策などの環境施策の推進において、地方が大きな役割を担っていることを踏まえ、地方環境税を創設するとともに、地球温暖化対策税を創設する場合には、その一定割合を地方税源化すべき。
- ・CO2 排出抑制、地方税源の確保、自動車関係税の簡素化の観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、環境損傷負担金的性格と財産税的性格を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべき。

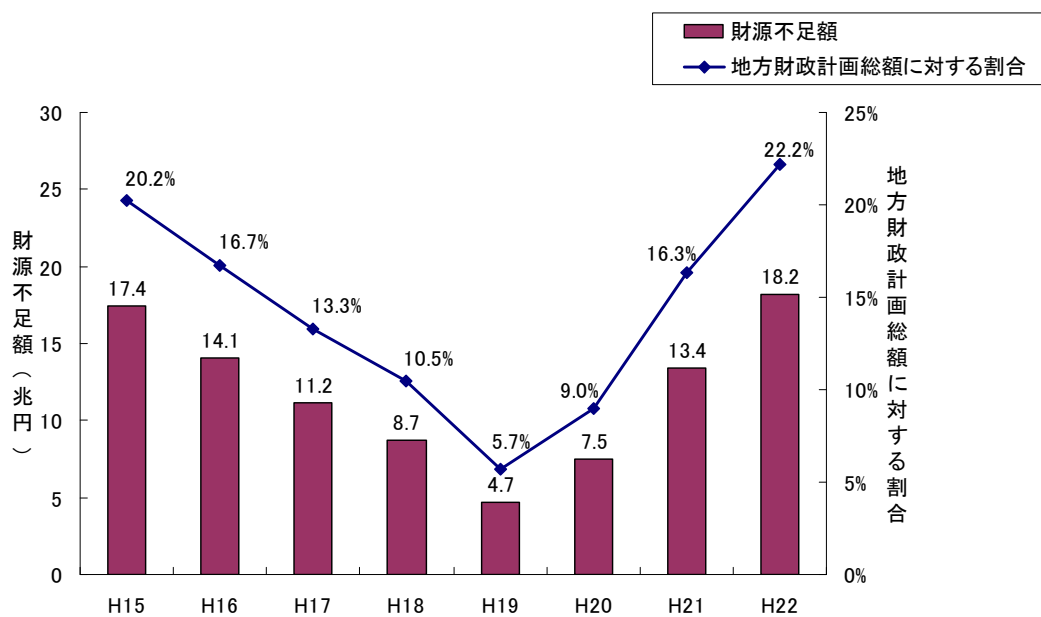
4 地方法人課税の堅持

- ・地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税の安易な縮減などの議論は受け入れられない。
- ・仮に、国の法人税率を引き下げることにより生じる地方税の減収分については、他の地方税の充実により、また、地方交付税の減収分については、法定率の引上げ等を行い、地方財源を確実に確保すべき。

図表 1 窮乏する地方財政の状況

地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の落ち込みや、公債費の高い水準での推移、社会保障関係経費の自然増等により、地方財政の財源不足額は、平成 20 年度以降急速に拡大し、平成 22 年度には 18.2 兆円（地方財政計画総額 82.1 兆円の 22.2%）に達している。

財源不足額と地方財政計画総額に対する割合の推移

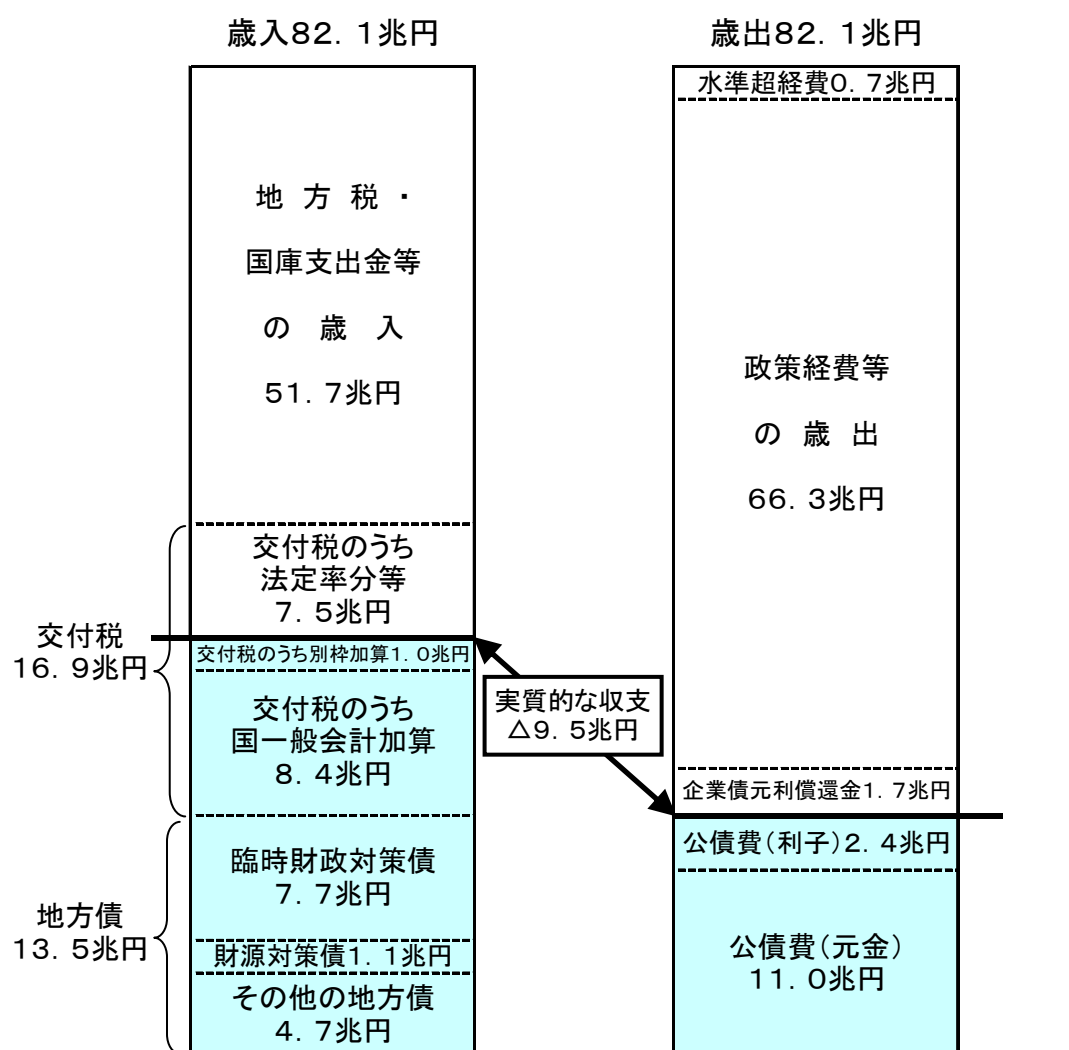


（注）財源不足額は補正後の額（H22は当初）

（H22. 7 全国知事会作成）

図表2 形式的なプライマリーバランスは黒字だが実質的には赤字（H22 年度地財ベース）

地方のプライマリーバランスは黒字基調と言われるが、地方交付税の財源不足を補てんしている臨時財政対策債、財源対策債、減税補てん債等を考慮すれば、実質的な地方財政のプライマリーバランスは赤字である。



(H22.11 全国知事会作成)

図表3 地方の歳入、歳出とプライマリーバランスの状況

国は、平成22年度の社会保障関係費が平成15年度から43.7%伸び、一般歳出も12.4%伸びている。地方では、平成22年度の社会保障関係費が平成15年度から89.7%伸びているが、一般歳出は4.9%減となっており、社会保障関係経費の増嵩分が一般歳出等の他の歳出を圧迫している。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

（単位：兆円、％）

区 分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15	
										増減額 (兆円)	伸率 (%)
歳入歳出総額 ①		86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	▲4.1	▲4.8%
歳入	地方債 ②	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	13.5	▲1.6	▲10.6%
	地方債を除く歳入 ③	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	68.6	▲2.5	▲3.5%
	うち地方税+地方交付税	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	46.4	▲3.8	▲7.6%
歳出	公債費 ④	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	▲0.4	▲2.9%
	公債費を除く歳出 ⑤	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	68.7	▲3.7	▲5.1%
	うち地方一般歳出	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	66.3	▲3.4	▲4.9%
	社会保障関係費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	+6.1	+89.7%
	その他の経費	62.9	60.5	58.9	57.3	55.6	55.2	55.2	53.4	▲9.5	▲15.1%
プライマリーバランス ③-⑤		▲1.3	▲0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲0.1	+1.2	-

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

※社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

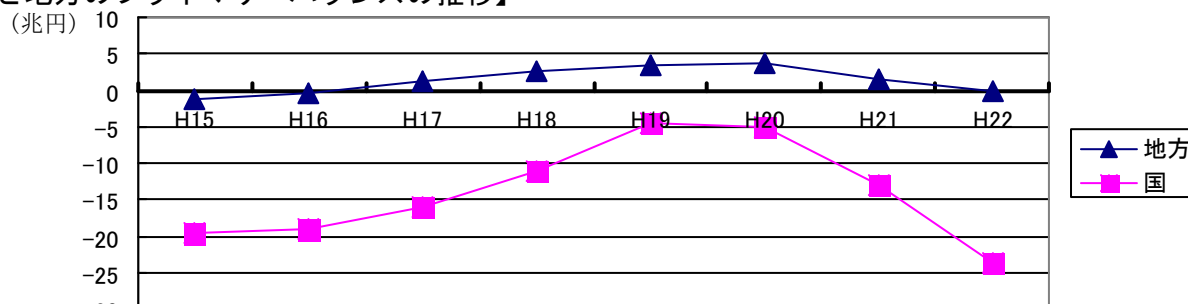
【国の状況（当初予算ベース）】

（単位：兆円、％）

区 分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15	
										増減額 (兆円)	伸率 (%)
歳入歳出総額 ①		81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	92.3	+10.5	+12.8%
歳入	国債（公債金） ②	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	44.3	+7.9	+21.7%
	国債を除く歳入 ③	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	48.0	+2.6	+5.7%
	うち国税	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	37.4	▲4.4	▲10.5%
歳出	国債費 ④	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	20.6	+3.8	+22.6%
	国債費を除く歳出 ⑤	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	71.7	+6.7	+10.3%
	うち国一般歳出	47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	47.3	51.7	53.5	+5.9	+12.4%
	社会保障関係費	19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	27.3	+8.3	+43.7%
	その他の経費	28.6	27.8	26.9	25.8	25.9	25.5	26.9	26.2	▲2.4	▲8.4%
プライマリーバランス ③-⑤		▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲4.1	-

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

【国と地方のプライマリーバランスの推移】



(H22.7 全国知事会作成)

図表4 国を上回る地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1) 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

種 類	団体数	最大カット率	実施（予定）期間	削減（見額）額
給料	42	16%	H11 年度～H23 年度	1 兆 9, 424 億円
管理職手当	44	25%	H10 年度～H23 年度	
期末・勤勉手当	19	30%	H10 年度～H23 年度	

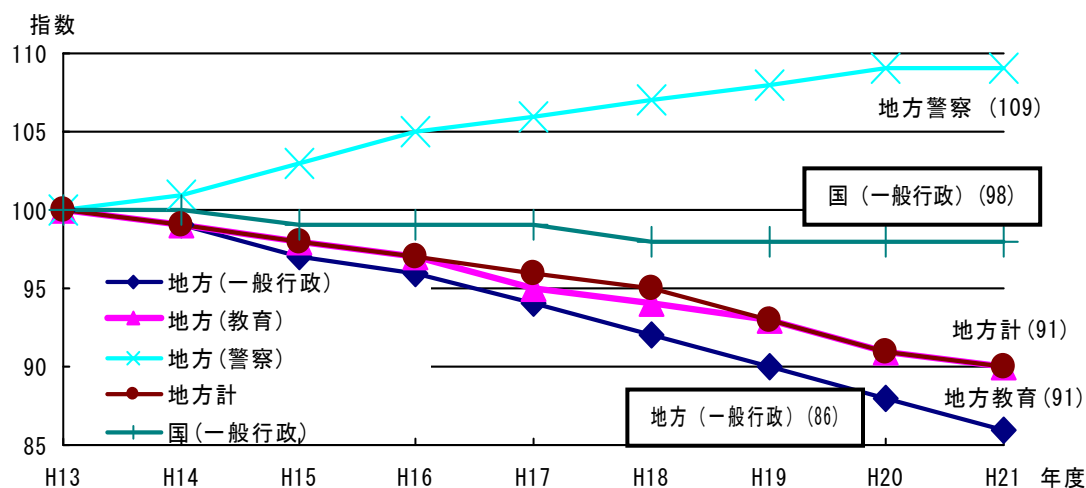
(H22. 7 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成21年
全地方公共団体平均	100. 5	98. 5

(H22. 4 「地方公務員給与実態調査」より)

(2) 国と地方の公務員数の推移



(3) 国・地方一般行政職員の比較

	H 13	H 21	H21－H13	H13～H21増加率
国	530, 120人	518, 261人	▲11, 859人	▲2. 2%
地 方	1, 113, 587人	954, 775人	▲158, 812人	▲14. 3%

※ 国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

※ 国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」
地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

※ 国（一般行政）、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定（H22. 7 全国知事会作成）

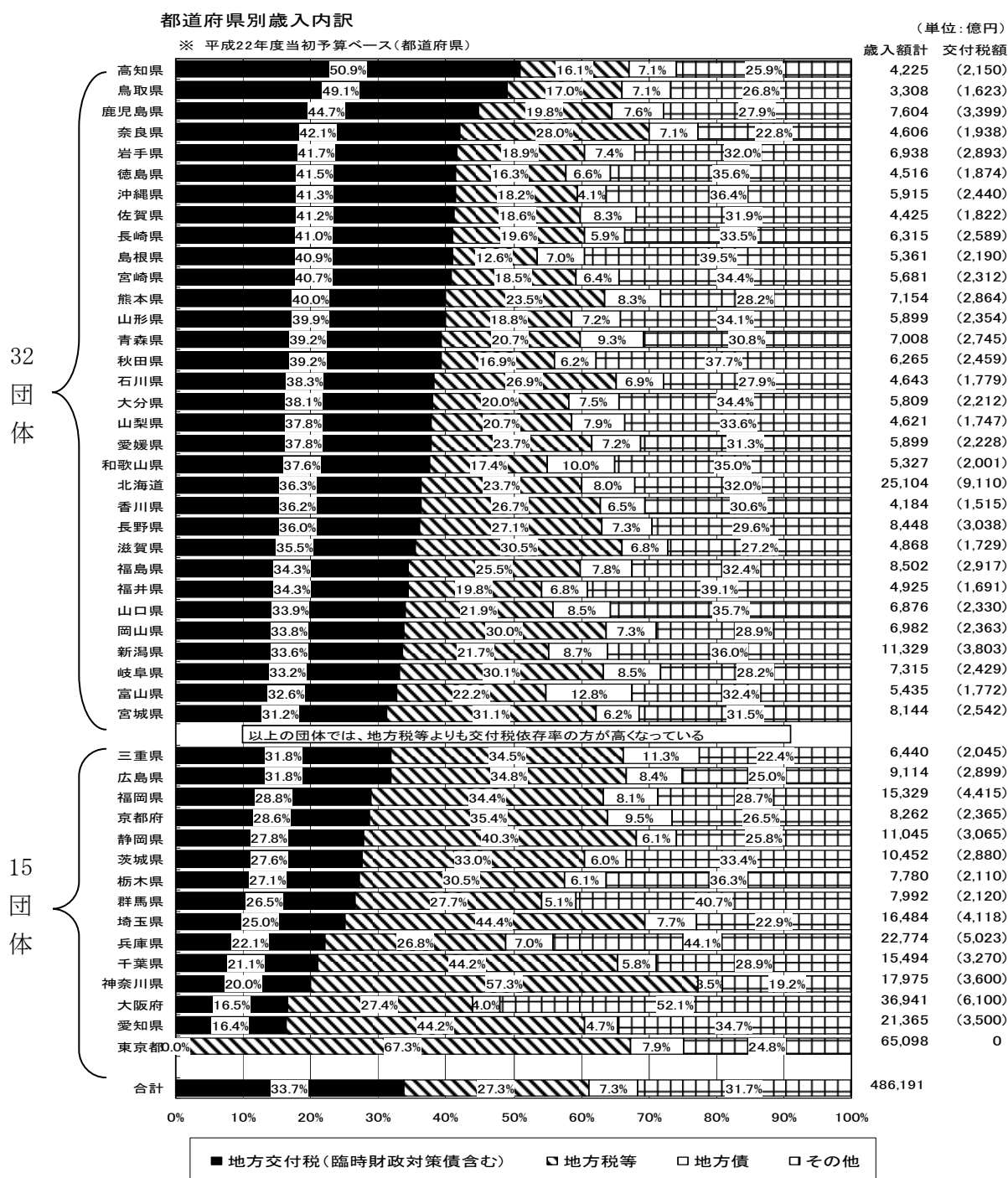
(4) 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

区 分	団体数	統廃合	備 考
都道府県出先機関	47	2, 679 箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	47	737 箇所	外郭団体を含む。

(H22. 7 全国知事会作成)

図表5 歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で 50.9%、都道府県平均でも 33.7%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は 32 団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。



※ 地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

※ 「地方税等」：地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」：国庫支出金等。

(H22.7 全国知事会作成)

図表 6 拡大する地域間格差 減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 0.97 ポイントであったものが、平成 21 年度決算額をもとに試算したところ、格差は 0.89 ポイントと、交付税の格差是正機能が後退している。

	H 1 5 年度		H 2 1 年度	
	地方税	地方税 +交付税等	地方税	地方税 +交付税等
都道府県間 歳入格差 (平均)	0. 5 8	<u>0. 9 7</u>	0. 5 8	<u>0. 8 9</u>

(注) 1 人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。
平成 21 年度の地方税＋交付税の数値は、地方税に地方法人特別税を加える一方、交付税から地方再生対策費を除いて試算。

(H22. 11 全国知事会作成)

図表 6-2 地方税収等に係る地域間格差の拡大状況 (H15→H21)

	H15		H21		H21 - H15	
	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税
	A	B	C	D	① E(C-A)	② F(D-B)
北海道	0.48	1.20	0.47	1.08	▲0.01	▲0.12
青森県	0.41	1.19	0.42	1.08	+0.01	▲0.11
岩手県	0.41	1.24	0.40	1.10	▲0.01	▲0.14
宮城県	0.52	0.98	0.52	0.88	+0.00	▲0.10
秋田県	0.39	1.29	0.39	1.15	+0.00	▲0.14
山形県	0.43	1.19	0.41	1.04	▲0.02	▲0.15
福島県	0.49	1.06	0.48	0.94	▲0.01	▲0.12
茨城県	0.53	0.90	0.55	0.81	+0.02	▲0.09
栃木県	0.57	0.94	0.57	0.83	+0.00	▲0.11
群馬県	0.53	0.93	0.53	0.84	+0.00	▲0.09
埼玉県	0.51	0.72	0.54	0.67	+0.03	▲0.05
千葉県	0.54	0.75	0.57	0.70	+0.03	▲0.05
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	0.64	0.77	0.65	0.71	+0.01	▲0.06
新潟県	0.50	1.10	0.50	1.02	+0.00	▲0.08
富山県	0.54	1.16	0.54	1.00	+0.00	▲0.16
石川県	0.55	1.16	0.56	1.03	+0.01	▲0.13
福井県	0.60	1.30	0.58	1.12	▲0.02	▲0.18
山梨県	0.52	1.24	0.50	1.07	▲0.02	▲0.17
長野県	0.51	1.12	0.50	0.99	▲0.01	▲0.13
岐阜県	0.52	0.99	0.52	0.89	+0.00	▲0.10
静岡県	0.62	0.87	0.60	0.78	▲0.02	▲0.09
愛知県	0.73	0.85	0.68	0.75	▲0.05	▲0.10
三重県	0.55	0.99	0.56	0.88	+0.01	▲0.11
滋賀県	0.55	1.03	0.55	0.88	+0.00	▲0.15
京都府	0.53	0.95	0.56	0.87	+0.03	▲0.08
大阪府	0.63	0.85	0.61	0.78	▲0.02	▲0.07
兵庫県	0.54	0.92	0.57	0.84	+0.03	▲0.08
奈良県	0.44	0.98	0.45	0.87	+0.01	▲0.11
和歌山県	0.44	1.18	0.45	1.05	+0.01	▲0.13
鳥取県	0.44	1.41	0.42	1.25	▲0.02	▲0.16
島根県	0.43	1.57	0.43	1.41	+0.00	▲0.16
岡山県	0.51	1.06	0.52	0.93	+0.01	▲0.13
広島県	0.55	0.98	0.56	0.89	+0.01	▲0.09
山口県	0.49	1.08	0.50	0.97	+0.01	▲0.11
徳島県	0.50	1.27	0.47	1.15	▲0.03	▲0.12
香川県	0.51	1.07	0.52	0.96	+0.01	▲0.11
愛媛県	0.43	1.06	0.46	0.97	+0.03	▲0.09
高知県	0.40	1.41	0.40	1.27	+0.00	▲0.14
福岡県	0.50	0.89	0.52	0.82	+0.02	▲0.07
佐賀県	0.43	1.18	0.45	1.07	+0.02	▲0.11
長崎県	0.38	1.13	0.39	1.04	+0.01	▲0.09
熊本県	0.40	1.06	0.41	0.95	+0.01	▲0.11
大分県	0.44	1.16	0.46	1.04	+0.02	▲0.12
宮崎県	0.38	1.16	0.41	1.06	+0.03	▲0.10
鹿児島県	0.38	1.18	0.39	1.08	+0.01	▲0.10
沖縄県	0.34	0.99	0.37	0.94	+0.03	▲0.05
計	0.58	0.97	0.58	0.89	+0.00	▲0.08
(東京都除き)	0.53	0.97	0.54	0.88	+0.01	▲0.09

※ 1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算。

※ 決算ベースで試算。

※ 上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収+地方交付税等の「各都道府県/東京都」の数値である。(数値が小さいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例：0.5であれば当該道府県の1人あたり税収等が東京都の0.5倍であることを示す)

※ 税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む。

※ H21 地方税+地方交付税には地方法人特別税を加算する一方、地方再生対策費を控除している。

(H22.11 全国知事会作成)

図表 7 地方財政規模の大幅縮減と地方一般財源総額の減少

概算要求における地方財政規模は、22年度に比べ0.3兆円増の82.4兆円、地方一般財源は、同額の59.4兆円、地方単独経費は、0.2兆円増の22.3兆円となっている。三位一体改革前の平成15年度と比較すると、依然として、地方財政規模は3.8兆円、地方一般財源は2.1兆円、地方単独経費は3.8兆円減額となっている。

(単位:兆円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23要求	H23要求 -H22
地財規模	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.5	82.1	82.4	0.3
<各年度-H15>	-	▲ 1.5	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 4.1	▲ 3.8	
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	16.9	0.0
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7	7.5	▲ 0.2
地方交付税等	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	24.4	0.0
<各年度-H15>	-	▲ 2.8	▲ 3.8	▲ 5.1	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 2.9	0.7	0.5	
地方税 (地方法人特別譲与税含む)	32.1	31.6	31.6	31.8	37.7	37.4	33.9	30.7	-	-
税源移譲分等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0
地方税(税源移譲分等含む)	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	37.0	33.8	-	-
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.0	1.0	-	-
地方一般財源 計	58.5	56.5	57.3	58.7	59.2	59.9	59.0	59.4	59.4	0.0
<各年度-H15>	-	▲ 2.0	▲ 1.2	0.2	0.7	1.4	0.5	0.9	0.9	
地方一般財源 計 (税源移譲分等除く)	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9	56.3	56.3	0.0
<各年度-H15>	-	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 2.1	
歳出	社会保障関係経費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	-
	<各年度-H15>	-	0.8	1.6	2.4	3.3	3.8	4.2	6.1	-
	国庫補助経費	18.2	18.0	17.4	17.5	17.9	18.1	18.3	19.4	0.8
	<各年度-H15>	-	▲ 0.2	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.1	0.1	2.0	
	地方単独経費	26.1	25.2	24.6	23.6	22.5	22.2	21.9	22.1	0.2
<各年度-H15>	-	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 3.9	▲ 4.2	▲ 4.0	▲ 3.8	

※ 税源移譲分等:税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金(税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金など国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの)

※ その他:地方譲与税(地方法人特別譲与税を除く)、地方特例交付金等、減税補填債

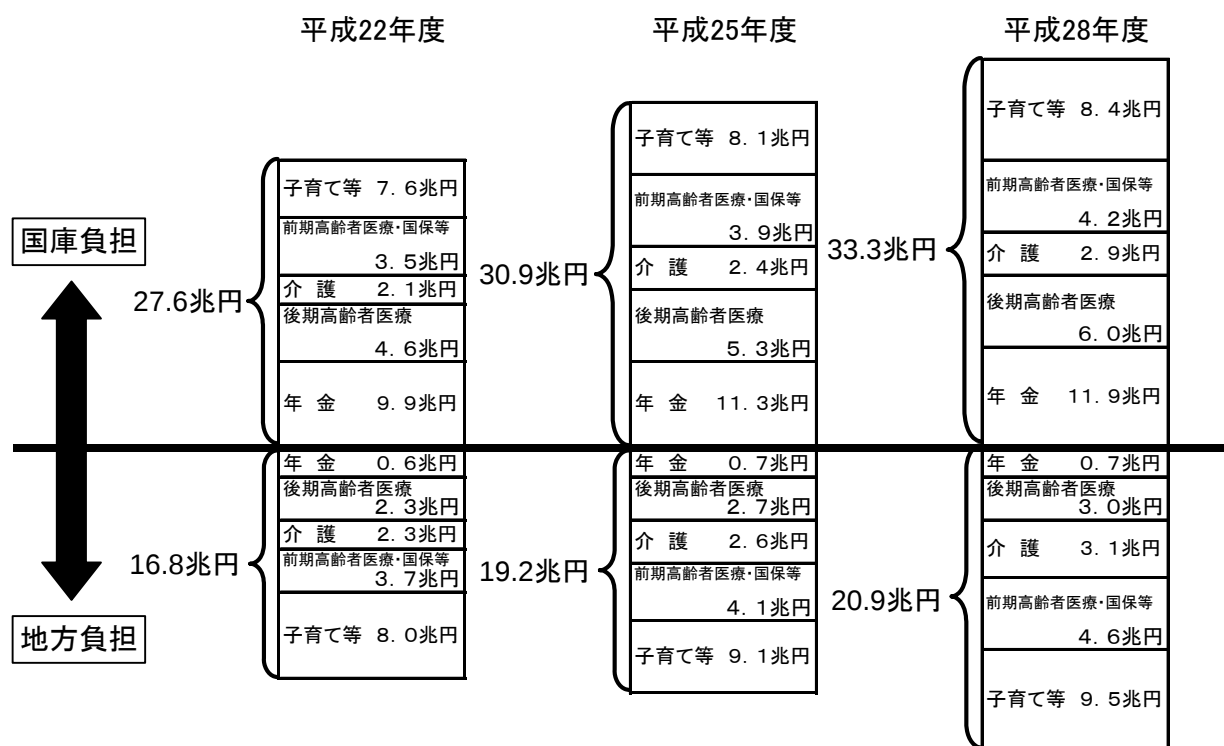
※ 社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療、給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

※H23要求の「-」は概算要求において明記されていない金額

(H22. 11 全国知事会作成)

図表 8 今後も増嵩する社会保障関係費

地方負担は今後、平成 28 年度にかけては年間約 7,000 億円、特に 25 年度までの今後 3 年間は年間 8,000 億円の増嵩が見込まれている。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

(H22. 11 税制調査会第10回専門家委員会資料より)

図表 9 全国的に定着した交付税未算入の地方行政サービス

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取り組みでも、交付税措置されていないものが多い。

事業名	21年度決算額（億円）			実施都道府県数	実施市町村数
	都道府県	市町村	合計		
乳幼児医療費補助金	663	806	1,469	47	1736
ひとり親家庭医療費補助金	257	280	537	47	1736
障害者医療費補助金	1,207	1,160	2,368	47	1736
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	306	—	306	45	0
県単警察官職員給与費	336	—	336	40	0
合 計	2,769	2,246	5,016	—	—

（注）市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計（表示未満四捨五入の関係で一致しない箇所がある）。

（H22.11 全国知事会作成）

図10 国公共事業、地方投資単独事業の大幅減

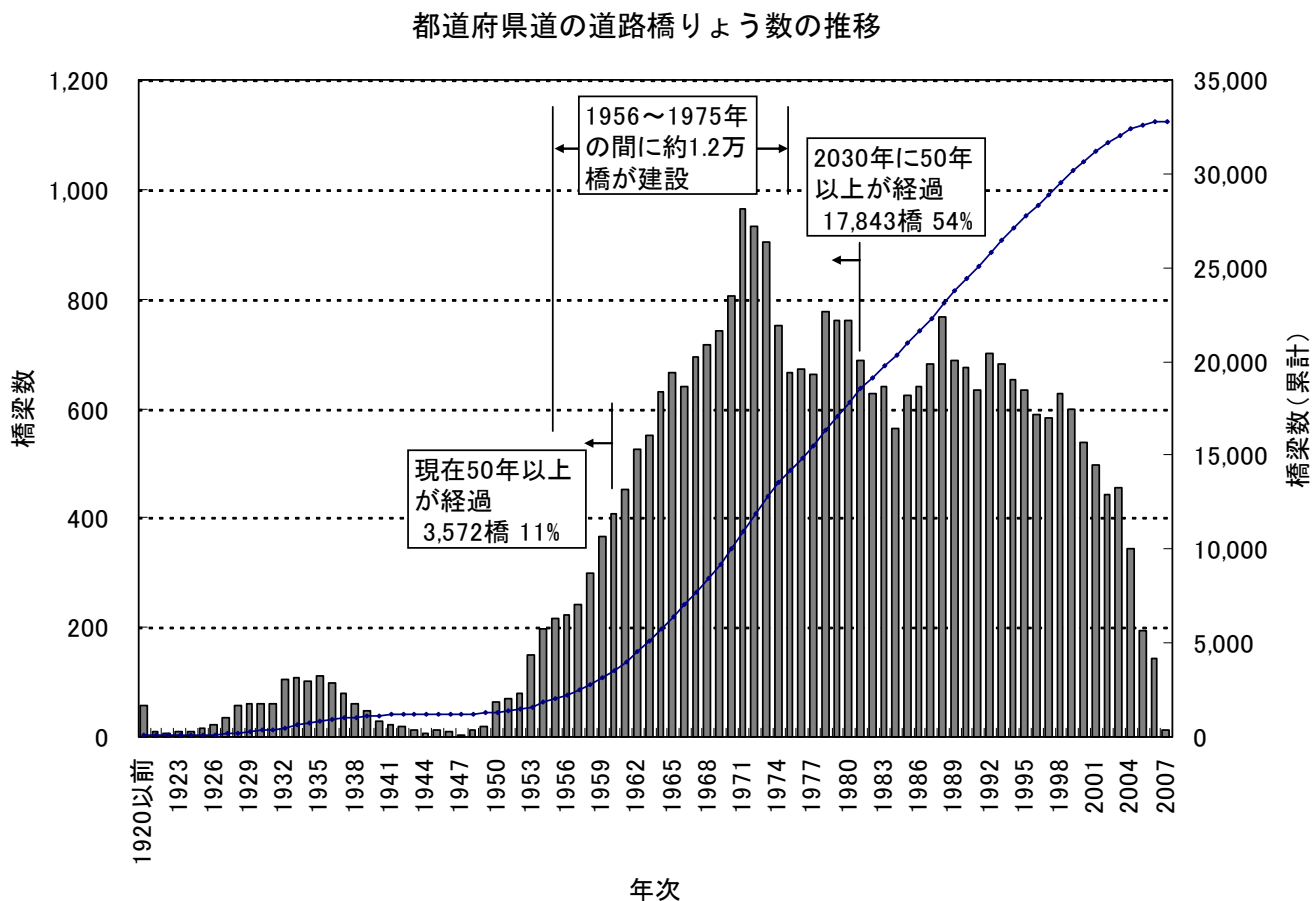
国公共事業費が 18.3%削減されており、地方における投資事業の重要性がますます増しているにもかかわらず、地方投資単独事業は 14.8%削減されている。

(単位：兆円)												
区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減額（H22／H15）		増減額（H22／H21）	
									H15→H22		H21→H22	
地方投資的経費 (地方財政計画ベース)	23.3	21.3	19.7	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	▲11.4	(51.1%)	▲2.2	(84.4%)
うち直轄・補助事業	8.4	7.9	7.3	6.8	6.6	6.5	6.0	5.0	▲3.4	(59.5%)	▲0.9	(83.3%)
うち単独事業	14.9	13.5	12.4	10.1	8.6	8.3	8.1	6.9	▲8.0	(46.3%)	▲1.2	(85.2%)
国公共事業費 (当初予算ベース)	8.1	7.8	7.5	7.2	6.9	6.7	7.1	5.8	▲2.3	(71.6%)	▲1.3	(81.7%)

（H22.7 全国知事会作成）

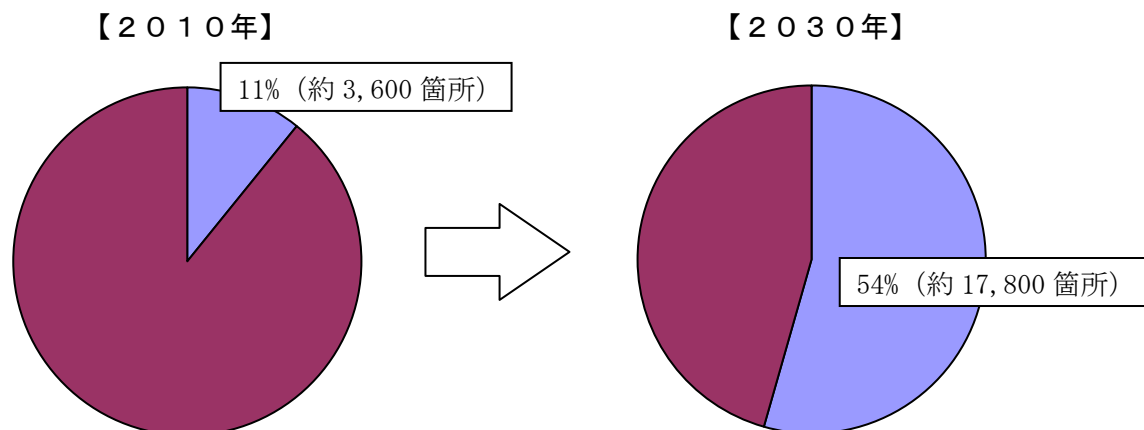
図表11 老朽化が進む道路橋りょう

建設後50年以上が経過した道路橋りょうは、2010年時点では約3,600箇所（11%）だが、2030年には、17,800箇所（54%）、約5倍に急増する。



H19. 4. 1 道路施設状況調査「橋梁現況調査」（国土交通省）より
（※年代不明分を除く）

50 年以上が経過している都道府県道における道路橋りょうの割合



(H22. 7 全国知事会作成)

図表12 制度創設・改正に伴う地方の負担増

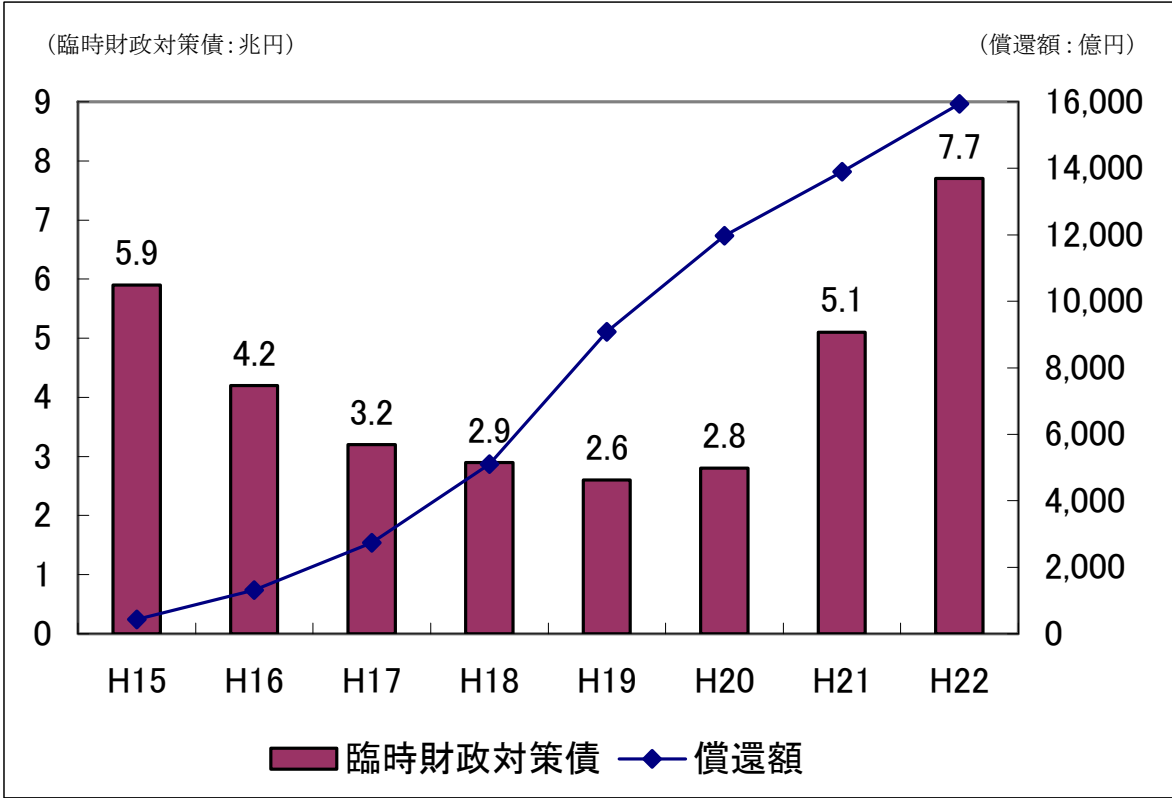
新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項 目	事 業 名 等	負担増の内容
1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	新型インフルエンザワクチン接種経費	都道府県負担1/4、市町村負担1/4
	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担 1/2
	病床転換助成事業交付金	都道府県負担 5/27
	石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担 1/4
	抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2、都道府県超過負担
2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担 1/4→3/4
	病児・病後児保育事業	地方負担 1/2→2/3
	地域子育て支援拠点事業	地方負担 1/2→2/3
	自立支援医療費	地方負担 1/4→1/2
	特定健康診査等負担金	地方負担 0→2/3
	心身障害者扶養共済制度	地方負担 0→1/2
	放課後子どもプラン推進事業	地方負担 0→2/3
	スクールカウンセラー活用事業	県負担 1/2→2/3
	学校支援地域本部事業	地方負担 0→2/3
	地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	地方負担 0→2/3
	スクールソーシャルワーカー活用事業	地方負担 0→2/3
	家庭教育支援基盤形成事業	地方負担 0→2/3
3 国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	生活保護費等負担金	都道府県超過負担
	地域生活支援事業	都道府県超過負担
	特別支援就学奨励費補助事業	都道府県超過負担

(H22.7 全国知事会作成)

図表13 臨時財政対策債の推移

地方税収の落ち込み等により、臨時財政対策債の発行額が増加している。これに伴い、将来の償還額が増加する見込み。



(注) 償還額は、基準財政需要額に算入された額（理論値）。

(H22. 11 全国知事会作成)

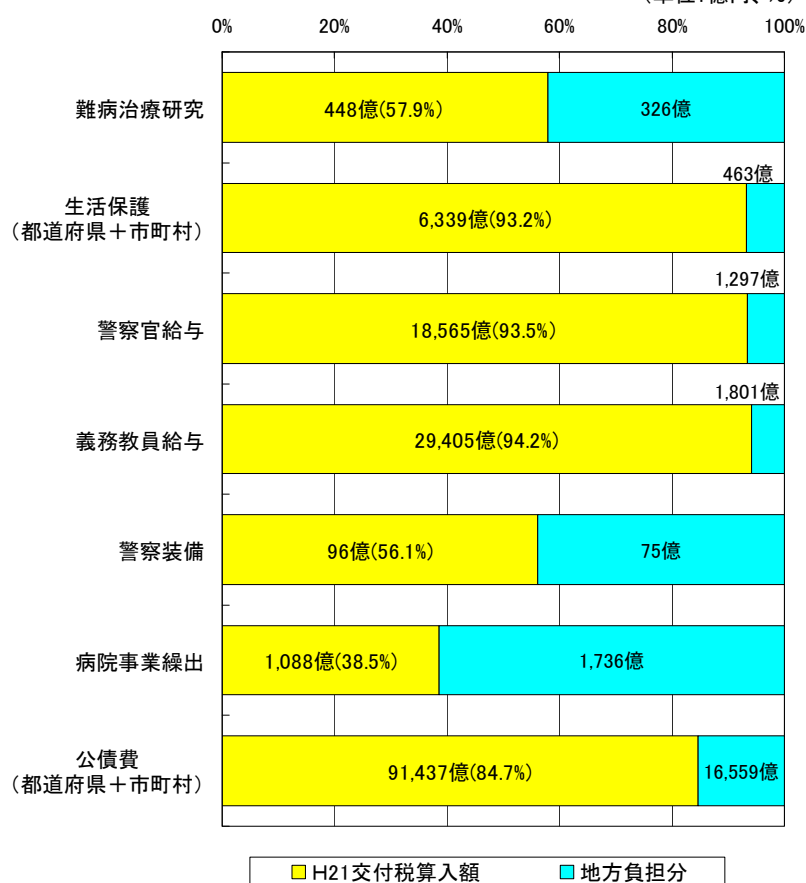
図表14 決算額と大幅に乖離する義務的経費の交付税措置額

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも約 2.2 兆円もの大きな乖離が存在。

(単位: 億円)

区分	乖離額	備考
難病治療研究	326	H21 都道府県決算
生活保護	463	H21 都道府県・H20 市町村決算
警察官給与	1,297	H21 都道府県決算
義務教員給与	1,801	H21 都道府県決算
警察装備	75	H21 都道府県決算
病院事業繰出	1,736	H21 都道府県決算
公債費	16,559	H21 都道府県・H20 市町村決算
合計	22,257	

(単位: 億円、%)



(注) 決算額……………H21 都道府県決算額
 交付税算入額……H21 基準財政需要額
 生活保護費………都道府県 (H21 決算額) + 市町村 (H20 決算額)
 病院事業繰出金…特別交付税分を含む。
 公債費……………都道府県 (H21 決算額) + 市町村 (H20 決算額)
 但し、公債費については、都道府県分・市町村分ともに留保財源相当額を除く。

(H22. 11 全国知事会作成)

図表15 職員数10万人、決算額10兆円にのぼる国の地方支分部局

主な国の地方支分部局の職員数は、平成20年で約9万5千人、18年度決算額は約9兆6千億円となっている。

省庁名	機関名	20年末定員(人)	18年決算(百万円)
内閣府	沖縄総合事務局	996	143,043
総務省	総合通信局	1,436	14,993
法務省	法務局	10,823	147,996
厚生労働省	地方厚生局	1,520	6,585
	都道府県労働局	22,245	642,322
	中労委地方事務所	30	357
農林水産省	地方農政局	15,347	980,088
	森林管理局	4,796	153,096
	漁業調整事務所	179	2,031
経済産業省	経済産業局	1,886	129,489
国土交通省	地方整備局	21,567	6,404,731
	北海道開発局	5,648	837,738
	地方運輸局	4,418	46,650
	地方航空局	4,538	126,953
環境省	地方環境事務所	407	12,584
合 計		95,836	9,648,656

(H20.12 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」参考資料)より)

図表16 地球温暖化対策推進における地方の役割

平成 22 年度当初予算における地球温暖化対策費は、国の約 1.1 兆円に対し地方は約 1.6 兆円となっており、地方は地球温暖化対策推進の上で国より大きい役割を担っている。

(1) 地方公共団体の地球温暖化対策

地方公共団体の地球温暖化対策	H22年度予算額
CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進 など	約 1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業 など	約 4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 など	約 300億円
合計	約 1兆6,400億円

(H22.11 税制調査会資料より：総務省が予算を調査して作成した資料)

(2) 国の地球温暖化対策

国の地球温暖化対策	H22年度予算額
京都議定書 6 %削減約束に直接の効果があるもの	5,029 億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405 億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167 億円
基盤的施策など	683 億円
合計	約 1兆1,284億円

(H22.11税制調査会資料より：環境省報道発表資料を基に総務省が作成した資料)

【参考】 自動車関係諸税収入の状況

(単位:億円)

税 目 等		H22収入		財 源 の 帰 属 等
		税込	うち上乗せ 相当分	
国	揮発油税	25,760	(12,880)	地方への交付金、補助金として一部交付
	自動車重量税	4,470	(1,726)	
	計	30,230	(14,606)	
地 方	地方揮発油譲与税	2,777	(427)	都道府県・政令市 58% 市町村 42%
	自動車重量譲与税	3,090	(1,711)	市町村
	自動車取得税	2,286	(729)	都道府県・政令市 30% 市町村 70%
	軽油引取税	8,432	(4,492)	都道府県・政令市
	計	16,585	(7,359)	
国・地方 合計		46,815	(21,965)	

(H22.7 全国知事会作成)

(参考) 平成23年度地方交付税概算要求状況

平成23年度の概算要求では、「地域活性化・雇用等臨時特例費」などの別枠加算1.5兆円が継続されたことにより、出口ベースの地方交付税総額としては、昨年同水準の16.9兆円となった。

なお、昨年度に引き続き、事項要求として交付税率引き上げ等が盛り込まれている。

(単位:億円)

区分		平成23年度 当初要求額 A	平成22年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	98,377	94,654	3,722	3.9%
	所得税×32%	42,900	40,365	2,536	6.3%
	酒税×32%	4,523	4,426	97	2.2%
	法人税×34%	20,644	20,240	404	2.0%
	消費税×29.5%	29,018	28,432	586	2.1%
	たばこ税×25%	2,290	2,068	223	10.8%
	(小計)	99,375	95,530	3,845	4.0%
	平成9、10、19年度精算分※	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	(小計)	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	一般会計からの加算分 ②	22,412	76,291	△ 53,879	△ 70.6%
	法定加算	7,562	7,561	1	0.0%
	別枠の加算	14,850	14,850	0	0.0%
	「地域活性化・雇用等臨時特例費」 の創設による別枠加算	0	9,850	△ 9,850	皆減
特別会計	H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度 に協議することとされていた加算	0	5,000	△ 5,000	皆減
	別枠の加算	14,850	0	14,850	皆増
	臨時財政対策加算	0	53,880	△ 53,880	皆減
	交付税率の引上げ(事項要求)等 ③	52,347	0	52,347	皆増
	計(入口ベース) ①+②+③=④	173,135	170,945	2,190	1.3%
	返還金 ⑤	0	2	△ 2	△ 99.9%
	特別会計借入金償還額 ⑥	0	0	0	—
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 4,530	△ 5,712	1,182	△ 20.7%
	剰余金の活用 ⑧	0	3,700	△ 3,700	皆減
	前年度からの繰越 ⑨	0	0	0	—
	計 ⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	△ 4,530	△ 2,010	△ 2,520	125.4%
	地方交付税総額(出口ベース) ④+⑩ ⑪	168,605	168,935	△ 330	△ 0.2%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※ 平成22年度は平成9、10年度精算分、平成23年度は平成19年度精算分である。

(H22.8 総務省概算要求資料より抜粋)

(参考) 平成 23 年度地方財政収支の 8 月試算

(単位:兆円)

区 分	22年度	23年度			特記事項
		増減	伸び率(%)		
(歳 出)	兆円	兆円	兆円	%	
給 与 関 係 経 費	21.7	21.2	△ 0.5	△ 2.4	
退 職 手 当 以 外	19.4	19.0	△ 0.4	△ 2.0	H22人事院勧告(平成22年8月)等
退 職 手 当	2.3	2.2	△ 0.1	△ 5.3	
一 般 行 政 経 費	29.4	31.4	2.0	6.7	
補 助	14.4	15.2	0.8	5.4	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	13.8	15.0	1.2	8.3	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.2	0.0	5.0	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
地域活性化 ・雇用等臨時特例費	1.0	0.0	△ 1.0	皆減	
地 方 再 生 対 策 費	0.4	0.4	0.0	0.0	一般行政経費(単独)へ振替え
投 資 的 経 費	11.9	11.8	△ 0.1	△ 0.5	
直 轄 ・ 補 助	5.0	5.0	△ 0.0	△ 1.0	概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	6.9	6.9	△ 0.0	△ 0.2	概算要求組替え基準を踏まえた減等
そ の 他	17.7	17.5	△ 0.2	△ 1.0	
一 般 歳 出 計	66.3	66.7	0.4	0.6	
計	82.1	82.4	0.3	0.3	
(歳 入)					
地 方 税 等	34.4	34.8	0.4	1.2	「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日 内閣府)ベース
地 方 税	32.5	32.9	0.4	1.3	
地 方 譲 与 税	1.9	1.9	0.0	0.1	
地方特例交付金	0.4	0.2	△ 0.2	△ 38.4	
地方交付税	16.9	16.9	△ 0.0	△ 0.2	
国 庫 支 出 金	11.6	11.9	0.3	3.2	
地 方 債	13.5	13.1	△ 0.4	△ 2.8	
うち臨時財政対策債	7.7	7.5	△ 0.2	△ 2.8	
そ の 他	5.4	5.4	0.0	0.0	
「一 般 財 源」	59.4	59.4	0.0	0.0	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	58.8	0.0	0.0	(交付団体ベース)
計	82.1	82.4	0.3	0.3	

- 注) 1 「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの数値である。
2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補てんについては「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。

(H22.8 総務省概算要求資料より抜粋)